

令和8年7月3日
国土交通省関東地方整備局
総務部

指名停止措置について

関東地方整備局は、イオンディライト株式会社（所在地 大阪府大阪市）に対して、指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ 埼玉県政記者クラブ 神奈川建設記者会

<問い合わせ先>

関東地方整備局 総務部

電話：048-601-3151（代表） FAX：048-600-1370

契約課 課長 榎本（内線：2511）

契約課 課長補佐 園田（内線：2517）

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者	住所
イオンディライト株式会社	大阪府大阪市中央区南船場2丁目3番2号

2. 指名停止措置期間

令和8年7月3日から令和8年8月2日まで（1カ月）

3. 指名停止措置対象区域：関東地方整備局管内

4. 事実概要

当該業者は、社員が法令で定める資格を有していないのに玉掛けの業務を行っていた。
この件について、当該業者及び当該業者の社員は、令和7年12月15日に伊那簡易裁判所から、労働安全衛生法違反により、それぞれ罰金刑の略式命令を受けた。

5. 指名停止措置理由

有資格業者である当該業者の社員が労働安全衛生法違反により、罰金刑を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）別表第2第15号（不正又は不誠実な行為）に該当する。

<指名停止措置要領別表第2第15号>

措置要件	期間
（不正又は不誠実な行為） 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1カ月以上9カ月以内